

11日の午前5時7分頃発生

静岡沖地震に対する対応のお願い

労働安全衛生法や高圧ガス保安法では、周知の通り悪天候時の作業禁止や発生後の点検について、規制されております。

特に今回お知らせと対応のお願いをした目的は、平成21年度6月1日の足場に関する法改正があり足場の点検記録の保存が義務づけられました。

関係先には抜けない点検と記録の徹底を、お願いいたたく発信させていただきます。

関係法令条文《参考》

《墜落等による危険の防止》

(悪天候時の作業禁止)

第522条 事業者は、高さが2m以上の箇所で行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない

《足場の組立て等における危険の防止》

(点検)

第567条 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に作業を行う箇所に設けた第563条第1項第3号イからハマまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは**中震以上の地震**又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**作業を開始する前に、次の事項について、点検**し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。【以前より規制されています】

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 第563条第1項第3号イからハマまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

法改正で追加

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

【特定元方事業者に関する特別規則】

(足場についての措置)

第655条 注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければならない。(以下上記とほぼ同等につき省略)

法改正で追加

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容